

2 「構造改革特区」等による「官製市場」改革の推進

1 公共施設・サービス等の民間開放の促進 < 『規制改革推進のためのアクションプラン』の適切な実行』13に前掲 >

2 国民年金の徴収事務等の見直し

(1) 強制徴収の強化【平成16年度中に措置】

現在の国民年金制度では、国民年金保険料を滞納している者に対して、職権による差押え等の強制徴収を行うことができるとされている。しかしながら、この権限は実際にはほとんど行使されないため、保険料納付者と未納者との公平性等が確保されず、納付者の納付意欲を阻害するなどの弊害が指摘されている。

現在未納者に対して行われている催告状の送付、電話等による納付奨励を引き続き実施するとともに、徴収の効率性、公平性等に留意しつつ、必ずしも高所得者層に限定せず、職権による強制徴収を的確に実施する。(福祉才 a)

(2) 徴収事務効率化に向けた民間委託等の推進【平成16年度以降逐次実施】

職員を対人サービス業務に特化させるため、また、国民の利便性向上等に資するためには、国民年金の徴収事務等を効率的に行う必要がある。

例えば、インターネットやコンビニエンスストア等を利用した保険料収納の実施に加え、民間事業者等に保険料の直接集金を行わせることを検討する等、徴収事務等の民間委託を一層推進する。(福祉才 b)

3 労災保険の見直し及び雇用保険事業の民間開放の促進など < 『規制改革推進のためのアクションプラン』の適切な実行』14に前掲 >

4 駐車違反对応業務の民間委託の推進【第159回国会に法案提出】

都市部における交通渋滞は慢性的なものとなっており、その原因の一つとして駐車違反の問題が挙げられている。駐車違反は、交通渋滞のみならず交通事故や通行妨害を引き起こすなど国民生活に多大な影響を及ぼしている。

従来、駐車違反の取締りについては、政府部門が直接行うことが常識とされ、政府が行うことを前提とした法制度となっている。しかし、駐車違反の取締りは、違反した運転者の特定が困難なことなどから、多大な人員、時間、コストを費やしている。都市における交通渋滞緩和と経済活動の効率化に資するよう効果的に駐車違反の取締りを行うためには、駐車違反に対する責任追及の実効性を確保するとともに、業務に関する官

民の役割分担を再構築する必要がある。

したがって、駐車違反の取締りについては、その実効性と効率の向上のため、運転者への刑事責任追及に加えて、車両の運行を管理している使用者に対し、その権利保護に留意しつつ行政制裁としての金銭納付を課す等、駐車違反に対する責任追及の在り方を見直すとともに、大量の駐車違反を処理することから、制裁の実効性を担保するための方策を講ずる。また、駐車違反对応業務の民間委託については、委託先選定プロセスの透明性を確保しつつ、不正防止等の観点から受託者の法的位置付けを明確化した上で、駐車違反の事実確認や警察への報告、書類作成等の業務を対象とする等、その大幅な拡充を図る。(住宅ア)

5 構造改革特区提案に対する政府の基本方針において「全国において実施する」とされた規制改革事項の深堀り等

総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」において、「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」(平成15年2月27日構造改革特別区域推進本部決定)及び「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)に基づき、総合規制改革会議としてこれまで検討・深堀り等を行った規制改革事項については、それぞれ「重点計画事項」の末尾の別表1及び別表2において、その結果を記載しているところである。また、「構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針」(平成16年2月20日構造改革特別区域推進本部決定)に基づき「全国において実施する」とされた規制改革事項についても、上記と同様に進捗状況を適切に監視し、検討・深堀り等を行っていく観点から、別表5として掲載するものである。